

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公開番号】特開2010-148808(P2010-148808A)

【公開日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-027

【出願番号】特願2008-332626(P2008-332626)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月21日(2011.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御基板を内部に収容する基板ボックスが、所定の軸を中心として回動し得るヒンジ部材を介して開閉可能に連結固定された遊技機であって、

前記ヒンジ部材が、該ヒンジ部材を回動範囲内における所定の角度位置に保持し得る仮保持機構を備えることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記仮保持機構が、ヒンジ部材を基板ボックスが取り付けられる取付位置に保持し得るものであることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記仮保持機構が、ヒンジ部材を基板ボックスを開いた開位置に保持し得るものであることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ヒンジ部材が、板状片同士を重合し軸を挿通して枢着することにより構成され、前記仮保持機構が、前記板状片のうちのいずれか一方の板状片を他方の板状片にむけて付勢手段により付勢するとともに、前記双方の板状片に、互いに係合し合う係止機構を設けることにより構成されていることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の遊技機。